

日本応用心理学会 倫理委員会規程

(目的)

第1条 日本応用心理学会（以下、本学会という）に、本学会員の諸活動に関わる倫理面を検討するために、倫理委員会（以下委員会という）を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下委員という）の定数は6名とする

- 2 委員長は、常任理事会で選出する。
- 3 委員長が、常任理事および理事より委員を指名する。
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 委員会には、必要に応じて倫理委員会協力員（以下協力員という）若干名を置くことができる。

- 2 協力員は、本学会員の中から、委員会の議を経て委員長が指名する。
- 3 協力員は、委員の下で委員会の活動を補佐する。
- 4 協力員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(活動)

第4条 委員会は下記のことを行う。

本学会員の諸活動が本学会倫理綱領に準じて行われているかの検討。
本学会員の諸活動に問題が生じた場合の対応。
本学会員の諸活動に必要な倫理的助言および指導。
その他、委員会が必要と認めた活動。

第5条 委員会の細則は別に定める。

附則

- 1 本規程は、平成11年3月26日より施行する。
- 2 本規程は、平成12年11月18日より一部改訂施行する。
- 3 本規程は、平成17年9月4日より一部改訂施行する。